

# 総務 国保特別会計への繰り出しなどを補正

議案第二十三号  
平成十七年度一般会計  
補正予算（第一号）

【当局 提案理由】 本補正予算案は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ六億五三八二万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を四二億六四八二万六千円にしようとするもの。

【委員】 平成十八年度以降には退職金がピークとなり、十年間程度はかなりの金額が支出されると思うが、何らかの対策を考えているのか。

また、現在の職員退職手当積立基金の残高は。

【当局】 今後の退職者の増加に対しては、基金残高を大幅にふやすことは難しい状況であるので、給与の適正化を図る中で単年度で高負担にならないよう努力していきたい。

基金残高は、補正予算後の見込みで七億一五八三万七千円となる。

【委員】 現時点で国民健康保険特別会計の基金残高が八〇〇万円程度となる見通しであるが、もう少し一般会計からの繰り入れができないのか。

【当局】 来年度の見通しがはっきり見えてこない状況で大変難しい判断をせざるを得ない。見込み違いをすると繰り出しが多くなることもあり得るため、一般会計からの繰り入れは原則制度分だけが好ましいと考えている。

【委員】 小学校と幼稚園保育所連携モデル事業の内容は。

【当局】 県のアクションプランの一事業であり、小学校・幼稚園・保育所の連携により小学校への円滑な移行の重要性が認識され、県における連携の先導的なモデルづくりを進めるものとし、先駆的な市町村が地域協議会を設置し行う連携推進モデル事業である。

【委員】 農業生産事業費で、自助的なブロック単価の見直しにより増額補正をしていると思うが、これは県が単価の見直しをしたことによるものなのか。

【当局】 県の要請により、当初は平成十六年度の補助金単価の実績より少なく予算を組んでいたが、平成十六年度と同じ単価で補助できることになり増額の補正をした。

◆本会議・賛成多数で可決

# 住宅用火災警報器等の設置 環境経済

議案第七号  
火災予防条例の一部改正

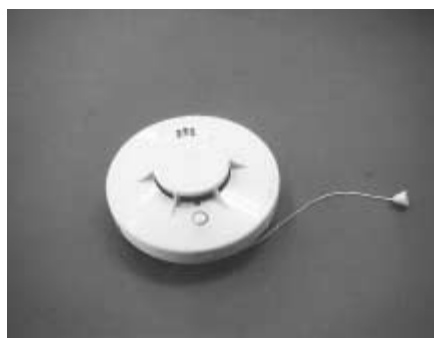
【当局（提案理由）】 住宅用火災警報器等の設置を市町村条例により義務づける消防法の改正に伴い、住宅用火災機器の設置及び維持に関する基準等を規定するとともに、産業災害に対する火災予防対策の充実強化等のため、技術上の基準等を改正しようとするもの。

【委員】 住宅用火災警報器は世帯ごとに設置するのか。

【当局】 基本的には、就寝の用に供する居室と階段に設置することになる。

【委員】 消防署員が個別に一戸ずつ調査をしたり、指導したりしていくのか。また、市民に対して、どのように広報していくのか。

【当局】 普及状況は法律・条例で義務づけられているので把握はしなければならないが、届け出検査は、現在の消防の体制では困難であり、市民の負担にもなることから現在は考えていない。当面は、新築住宅は建築基準法による消防同意や確



住宅用火災警報器

認通知により、既存の住宅は住宅防火診断による把握やサンプリングによるアンケートのほか、取扱店での販売戸数実績の調査などにより、把握していきたい。また、市民に対する広報は、市報やホームページ、火災予防週間のイベントなど、いろいろな機会を通じて普及活動をしていきたい。

【委員】 火災警報器の一件あたりの取り付け費用は。

【当局】 価格は乾電池式のもので六八〇〇円となるが、大量生産によるコストダウンにより三〇〇〇円程度にはなると思う。取り付け費用は乾電池式のものにはビスどめ二本でつけられ、工事費はかからない。

◆本会議・全会一致で可決

## 福祉作業所に指定管理者制度を導入

## 文教福祉

議案第八号  
心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正

【当局(提案理由)】 地方自治法第二四四条の二第三項の規定による指定管理者を指定する手続として必要な事項を定めるため、関係条文を改正しようとするもの。

■委員 鶴奉地先と西高野地先にある福祉作業所の現在の指導員体制は。

□当局 鶴奉地先の福祉作業所で所長が一名、生活指導員が五名、指導員の補助が五名の計十一名である。

また、西高野地先で社会福祉協議会の事務局長が兼任している所長が一名、生活指導員が三名、指導員の補助が一名の計五名である。

■委員 現在の運営費とその内訳は。

□当局 運営費には人件費、事務費、事業費を含んでおり、委託料として平成十六年度決算で鶴奉地先の福祉作業所が四三九万三千円、西高野地先の福祉作業所が一三八九万八千円となっている。

■委員 指定管理者を指定しようとするときは特別な理由

がある場合を除き、公募すると規定されているが、この特別な理由とはどのようなことを想定しているのか。

□当局 利用者に対する影響と保護者に対する説明が必要であることから、今回に限り特別な理由に該当するという

ことで、現在、委託している業者に指定することを検討している。

■委員 指定管理者制度を導入し、経費縮減をすることにより、指導員の体制が変わることはあり得るのか。

□当局 指導員の体制については、当然、入所者数の増減が考えられるために、それに

応じて指導員数も余剰になれば変動してくるかと考えている。

■委員 現在委託している業者を候補者として選定するわけであるが、その選定委員会の構成は。

□当局 選定委員会は、基本的には職員で構成し、各施設ごとに設置する予定である。また、選定委員会が必要がある場合には、第三者に意見を聞くことができるものと考えている。

◆本会議・賛成多数で可決

議案第十九号  
梅郷駅東西連絡自由通路新設工事の実施に関する協定の締結

【当局(提案理由)】 梅郷駅東西連絡自由通路の新設工事の実施に関して、東武鉄道株式会社との協定の締結について、議決を求めようとするもの。

■委員 自由通路の協定金額六億五〇〇〇万円の財源内訳と野田市の負担は。また、駅舎部分の建設費に係る財源内訳は。

□当局 自由通路の建設費六億五千万円の内訳は、全額市の負担となるが、国庫支出金が三億、五〇〇万円、県支出金が八〇〇万円、合併特例債が三億、二〇〇万円、残り一五九〇万円が一般財源である。

また、駅舎部分として、県支出金一一〇〇万円、一般財源六億、三九〇〇万円となっており、東武鉄道株式会社

の負担金五〇〇〇万円を合わせて七億円を予定している。

■委員 駅舎部分に一般財源が投入されているが、起債を活用することはできないか。

□当局 連絡通路は道路という認定の中で、起債の適性が認められているが、駅舎部分は東武鉄道株式会社の所有であり、構造的に適債性がないと判断されている。これは合併特例債も七光台駅東西連絡自由通路に活用する地域活性化事業債も同じである。

■委員 駅舎の維持管理は東武鉄道株式会社が行うと思うが、通路部分はどうなのか。

□当局 通路部分は、公道という扱いで市が管理をし、清掃や照明などで維持管理費を年間八〇〇万円から九〇〇万円予定している。

■委員 市が東武鉄道株式会社と橋上駅設置に向けて協議した内容は。

□当局 当初、東武鉄道株式会社と協議した際には、請願駅であり一切負担できないという回答であった。その後、再三にわたり協議をしたところ、東武鉄道株式会社で五〇〇〇万円を負担していただけることになった。

◆本会議・全会一致で可決